項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第３号又は令和２年旧法第321条の８第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第321条の８第23項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内及び㈢に掲げる金額が㈣に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第20号様式を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

㈡　第20号様式の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

⑵　第20号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第20号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額

⑶　第20号様式別表１の２を提出する法人

㈠　この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

㈡　第20号様式別表１の２の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「㈠」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「㈠」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「㈠」の欄の括弧内の金額を控除した金額

㈢　この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

㈣　第20号様式別表１の２の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「㈡」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「㈡」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「㈡」の欄の括弧内の金額を控除した金額

［２　同左］

［新設］